

## 岡山県建設工事成績評定及び通知要領

### (目的)

第1条 この要領は、岡山県農林水産部、土木部及びその他知事が特に認める機関が発注する建設工事（以下「工事」という。）の技術水準の向上、品質の確保及び請負業者の指導育成を図ることを目的として、工事の成績評定（以下「評定」という。）及び評定の結果の通知（以下「通知」という。）に関して必要な事項を定める。

### (評定の対象)

第2条 評定及び通知は、前条に掲げる工事のうち当初の請負代金額が1,000万円以上の工事を対象として実施する。なお、別表1に示す工事については、評定を省略する。ただし、工事の内容により、評定及び通知を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定及び通知の対象に加えることとする。

### (評定者)

第3条 評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、監督員、担当課長等、検査員の3者が行う。ただし、これによりがたい場合は、工事を発注した所属長が別途指定するものとする。

- 2 監督員とは、当該工事について岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第16条第2項の規定により契約担当者から委任を受けた者をいう。
- 3 担当課長等とは、当該工事を所管する県民局農林水産事業部、建設部又は出先機関の課長若しくは班長又は本庁の班長その他これらに類する者をいう。
- 4 検査員とは、岡山県工事検査規程（昭和41年岡山県訓令第16号）第3条の規程による工事の検査を行う者をいう。

### (評定の方法)

第4条 評定は、工事の検査又は監督員により確認した事項に基づき、工事ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

- 2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 4 評定結果は、別記様式第3「建設工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

### (評定表の提出等)

第5条 評定者は、評定を実施した後、評定表を遅滞なく知事又は県民局長等（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

- 2 知事等は、前項の規定により評定表の提出を受けたときは、別記様式第4「建設工事成績評定結果通知書」により当該評定の結果を速やかに当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に通知する。

(評定の修正)

第6条 評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後においてかしが判明したことで等により、当該評定を修正する必要があるときは、速やかにこれを修正し、知事等に提出するものとする。

2 前条第2項の規程は前項の場合において準用する。

(説明の請求)

第7条 前2条の規程による評定の結果の通知を受けた請負者は、知事等に対して評定点について説明を求めることが出来る。

2 前項の規定による説明の請求は、評定の結果の通知を受け取った日から起算して14日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)以内に書面により行わなければならない。

3 前項の規定による書面の提出先は、工事を発注した本庁担当課又は県民局農林水産事業部、建設部もしくは出先事務所等の長あてとする。

(説明の請求に対する回答)

第8条 知事等は、前条の規定による説明を求められたときは、求められた内容についての回答を別記様式第5「建設工事成績評定結果説明書」により速やかに行わなければならない。

2 知事等は、前項の規定により回答するときは、回答する内容について建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることが出来る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定及び通知に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附則

平成28年2月15日 考査項目別運用表に港湾工事を追加

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 評定を省略する工事

<p>(1) 工事目的物を伴わない建設工事 撤去のみの工事（旧橋撤去、土砂（残土・崩土）撤去等）、掘削（堆積物の掘削など単純な維持管理的な工事）のみの工事、仮設構造物のみの工事</p>
<p>(2) 簡易な維持修繕工事等 道路照明、排水ポンプ等の既存施設の部品交換のみの簡易な維持修繕工事等</p>
<p>(3) 災害復旧及び災害の防止のため速やかな施工が求められる応急的又は緊急的に行う工事</p>